

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (防止・対策委員会の組織) 第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4) (略) (新設) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) 2 前項第<u>9</u>号の委員は、学長が任命する。 3 (略)</p>	<p>本則 (防止・対策委員会の組織) 第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4) (略) <u>(5) グローバルイノベーション研究院長</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) 2 前項第<u>10</u>号の委員は、学長が任命する。 3 (略)</p>	

附 則(規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。